



# 日・伊物品役務相互提供協定(日伊ACSA)

(正式名称: 日本国の自衛隊とイタリア共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定)



## 背景

- 日伊間の安全保障・防衛協力の深化・拡大。
- 2024年6月の日伊首脳懇談において、自衛隊とイタリア軍の共同活動を促進するため、ACSA交渉を開始することで一致。

- 2024年 6月 締結交渉を開始  
以後断続的に協議
- 2024年10月 実質合意
- 2024年11月 署名



## 主な内容

自衛隊とイタリア軍との間で物品・役務を相互に提供する際の決済手続等の枠組みを定める。

- |         |  |
|---------|--|
| 協定の適用対象 | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 自衛隊とイタリア軍の双方が参加する訓練のための物品役務提供</li> <li>➤ <u>PKO、国際連携平和安全活動、人道的な国際救援活動、大規模災害への対処のための活動のための物品役務提供</u></li> <li>➤ 外国での緊急事態における自国民等の保護措置又は輸送のための物品役務提供</li> <li>➤ 連絡調整その他の日常的な活動のための物品役務提供</li> <li>➤ 日本又はイタリアの法令により物品役務提供が認められるその他の活動のための物品役務提供</li> </ul> |
|---------|--|

- |               |   |
|---------------|---|
| 提供される物品・役務の区分 | 食料 水 宿泊 輸送 燃料・油脂・潤滑油 被服 通信業務 衛生業務 基地活動支援 保管業務 施設の利用 訓練業務 部品・構成 品 修理・整備業務 空港・港湾業務 弾薬<br>(注) 提供される物品について、武器は協定の対象外。 |
|---------------|---|



(参考) 我が国が締結済みのACSA

- 日米 2016.9署名  
2017.4発効  
(1996年の協定に代わる新協定)
- 日豪 2017.1署名  
2017.9発効  
(2013年の協定に代わる新協定)
- 日英 2017.1署名  
2017.8発効
- 日加 2018.4署名  
2019.7発効
- 日仏 2018.7署名  
2019.6発効
- 日印 2020.9署名  
2021.7発効
- 日独 2024.1署名  
2024.7発効

## 締結の意義

- 本協定の締結によって、自衛隊とイタリア軍の共同訓練や国際の平和と安全に貢献する活動等において、自衛隊とイタリア軍がそれぞれの役割を一層効率的に果たすことに寄与する。
- 日伊間の防衛協力が進展する中、本協定により、両国の共同活動の促進が期待される。